

下関市公民共創型移住プロモーション創出業務プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、本市の将来的な定住促進を図るため、令和7年度に構築した都市部クリエイターや学生等とのネットワークを活かし、地域人材との継続的な共創活動を推進することを目的とする。

あわせて、若者や地域人材が主体となって地域の魅力を発信するコンテンツや活動を創出するとともに、それらを支える「共創コミュニティ」及び「共創プロモーション拠点」を構築・運営することで、地域への愛着や誇りを醸成し、定住・関係人口の創出・拡大につなげることを目指すものである。

本実施要領は、本事業の企画・運営を担う事業者を選定するため、必要な知見と実績を有する候補者からの提案を募集・審査することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

下関市公民共創型移住プロモーション創出業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 業務内容

別紙1 下関市公民共創型移住プロモーション創出業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3 予算

見積限度額4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 日程

(1) プロポーザル実施の公告日	令和8年7月 7日（火）
(2) 参加申出書の提出期限	令和8年7月14日（火）正午（必着）
(3) 参加資格審査結果通知	令和8年7月16日（木）
(4) 質問の提出期間	令和8年7月21日（火）正午（必着）
(5) 質問に対する回答	令和8年7月22日（水）
(6) 提案書提出期限	令和8年7月28日（火）正午（必着）
(7) 選考結果通知	令和8年7月30日（木）

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者（法人）であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約締結の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 次の申立てがなされていない者であること。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 本業務を一括再委託しないものであること。
- (5) 市税、国税（法人税、消費税及び地方消費税相当額）を滞納していないこと。

6 参加申出手続

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式1）
 - イ 参加事業者概要（様式2）※共同企業体による申し込みはすべての事業者分
 - ウ 共同事業体届出書（様式3）※共同企業体による申し込みは要提出
- (2) 提出方法
 - 電子メール（Email: ssareavi@city.shimonoseki.yamaguchi.jp）
 - ※参加申込書（様式1）及び添付書類について、必要事項を記入の上で電子メールにより送付してください。
 - ※提出期限までに、事務局に電話で到着を確認してください。
- (3) 提出期限
 - 令和8年7月14日（火）正午まで 必着
- (4) 提出先
 - 下関市企画政策部共創イノベーション課
- (5) 参加資格の確認結果の通知
 - ア 通知日 令和8年7月16日（木）
 - 参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合、市に電話で確認してください。
 - イ 通知方法 電子メール
 - 電子メールの通知先は、参加事業者概要（様式2）に記載された連絡担当者のメールアドレスとします。
 - ウ その他
 - 参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して2日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができます。

7 質問の受付及び回答

- (1) 質問
 - ア 提出様式 「質問書（様式4）」のとおり
 - イ 提出方法 電子メール
 - ※必要事項を記入し、電子メールで送付してください。
 - ※電話で到着を確認してください。
 - ウ 提出期限 令和8年7月21日（火）正午（必着）
 - エ 提出先 下関市企画政策部共創イノベーション課

(2) 回答

ア 回答方法 電子メール

イ 最終回答日 令和8年7月22日(水)

※回答は各提出者の質問書を集約し、プロポーザル参加者全員に対して行います。メール受信後確認メールを市に返信してください。

8 企画提案書の作成方法等

提出期限までに企画提案書が提出されなかった場合、本案件の参加資格は失効となります。

※企画提案書を郵送で提出した事業者は、提出期限までに電話で到着を確認してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式)

仕様書に基づき「評価基準書」の評価項目及び評価内容に即して企画提案書を作成してください。ただし、評価項目のうち事業経費については見積書により評価するため企画提案書に記載する必要はありません。

イ 見積書

- ・令和8年度(2026年度)分についての見積としてください。
- ・任意様式
- ・消費税及び地方消費税を含む額で、可能な限り内訳を記載してください。

(2) 提出部数

正本1、副本4

電子データを合わせて提出してください。

(3) 提出期限

令和8年7月28日(火) 正午(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送に限るものとします。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、正午までに到着したものに限り受け付けることとします。なお、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

(5) 提出先

下関市 企画政策部 共創イノベーション課

9 審査方法

(1) 評価基準

ア 下関市公民共創型移住プロモーション創出業務評価基準書(以下「評価基準」)

という。) のとおり

(2) 候補者の選定方法

ア 下関市公民共創型移住プロモーション創出業務受託候補者選定委員会において、企画提案書の内容を評価基準を基に公平かつ客観的に審査します。(書面審査)

イ 4名の委員が一人当たり100点満点によって評価し、全委員の評価点の合計をその事業者の総合点とします。

ウ 総合点が同点の場合は、「4. 独自提案」の項目の評価点が高い者を候補者として選定します。

エ 上記に関わらず、総合点が200点未満または、各委員の評価点において、1人でも最低水準点5割(50点)未満と評価した場合、その事業者については、候補者として選定しません。

(3) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

採点・審議の上、総合点のもっとも高い参加者を優先交渉権者として候補者を選定し、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、総合点が次に高い者と交渉を行います。

10 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後、令和8年7月30日(木)までに、全ての企画提案者に選定結果通知書によりメールで通知します。なお、審査結果及び経過に関する問い合わせ、または、異議等については、一切応じません。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を市ホームページ(事業者の方へ>入札・契約・登録>下関市業務委託等の部屋>プロポーザル情報)に公表します。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

11 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第517号)の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

12 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例(平成17年2月13日条例第16号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザル結果に基づく業務委託契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については業務委託契約締結後に開示するものとします。

1.3 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時(選定後に辞退する時も含む。)は、辞退届(任意様式)を提出してください。

(4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、見積り限度額を超過している場合

(5) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合には、本プロポーザルを中止する場合があります。

(6) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。

(7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由とし、異議を申し立てることはできないものとします。

(8) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

1.4 提出・問い合わせ先

下関市 企画政策部 共創イノベーション課

(市役所本庁舎西棟6階 担当者：永富)

所在地 〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号

電 話 0 8 3 - 2 3 1 - 5 8 3 8 (直通)

E-mail : ssareavi@city.shimonoseki.yamaguchi.jp